

重春地区・野村地区・芳田地区新小学校開校準備委員会
傍聴要領（案）

（趣旨）

- 1 この要領は、重春地区・野村地区・芳田地区新小学校開校準備委員会（以下「準備委員会」という。）の傍聴に関する必要な事項について定めるものとする。

（傍聴の手続）

- 2 準備委員会の会議を傍聴しようとする者は、自己の住所及び氏名を傍聴人受付簿に記入し、係員の指示により傍聴席につかなければならない。ただし、傍聴席が満員となったときその他委員長が必要と認めるときは、傍聴を制限することができる。

（傍聴を許されない者）

- 3 次の各号のいずれかに該当する者は、傍聴を許されない。
 - (1) 酒気を帯びていると認められる者
 - (2) 危険物又は会議の妨害になると認められる器物等を携帯している者
 - (3) 前2号に掲げるもののほか、委員長において傍聴を不相当と認める者

（傍聴人の遵守事項）

- 4 傍聴人は、次の事項を守らなければならない。
 - (1) 飲食又は喫煙をしないこと。
 - (2) 静かに傍聴し、私語、談笑等議事の妨害となるような行為をしないこと。
 - (3) 議事に批評を加え、賛否を表明し、又は拍手をしないこと。
 - (4) その他議場の秩序を乱し、又は会議の妨害となるような行為をしないこと。
 - (5) 前各号のほか、傍聴人は、係員の指示に従わなければならない。

（退場）

- 5 傍聴人は、委員長が傍聴を禁じたとき又は傍聴人の退場を命じたときは、速やかに退場しなければならない。

（委員長の指示）

- 6 前各項に定めるもののほか、傍聴人は、委員長の指示に従わなければならない。

附 則

この要領は、令和7年12月9日から施行する。